

20 監査公表第 16 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，平成 20 年 8 月 8 日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 12 月 18 日

福岡市監査委員	光 安 力
同	江 藤 博 美
同	竹 本 忠 弘
同	福 田 健

1 監査結果と措置の件数

20 監査公表第 7 号（平成 20 年 5 月 15 日付 福岡市公報第 5543 号 公表）分・・・1 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第7号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表）分
（出資団体監査）

1 財団法人福岡市施設整備公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>（事務監査）</p> <p>事業資金の借入金事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>「学校施設等の建設，貸付け及び譲渡に関する事業」については，金融機関からの借り入れにより事業資金を調達している。事業資金の借り入れに当たっては，経済性を考慮し，現に事業資金が必要となる時期に行わなければならない。しかしながら，平成18年度借入金事務において，事業資金を借り入れてから，支払までに相当の期間を要し，不要な借入金に係る利息が生じているものがあった。</p> <p>事業資金の借り入れに当たっては適正な時期に行うよう注意されたい。</p>	<p>財団法人福岡市施設整備公社に対し，「学校施設等の建設，貸付け及び譲渡に関する事業」において金融機関からの借り入れを行うにあたっては，支払時期の把握に努め，借入時期を慎重に計画し，適切な時期に借入を行うよう指導した。</p>